

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協力の目的及び内容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童基金	フランス・イタリア共和国における持続可能な水資源管理総合計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,748,000千円 H29.2.28まで	H28.2.17 カブール で (同日)	日本側 高橋禎史在アフガニスタン大使 国際連合児童基金側 アキール・ブアイヤー在アフガニスタン事務所代表	H28.3.2 56号
国際連合食糧農業機関	イラン・エスラム共和国における持続可能な水資源管理総合計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	ホルミズ湖流域における持続可能な水資源管理総合計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	436,000千円 -----	H28.3.9 テヘラン で (同日)	日本側 小松弘裕在イラン大使 国際連合食糧農業機関側 セルジェ・ナコフズイ在イラン代表	H28.6.24 221号
国際連合児童基金	タジキスタン共和国における小児疾患予防・管理計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	小児疾患予防・管理計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	633,000千円 -----	H28.3.9 ドゥシャンベ で (同日)	日本側 鎌田崇志在タジキスタン臨時代理大使 国際連合児童基金側 ルシラ・エルミ在タジキスタン事務所代表	H28.6.24 222号
国際連合	タジキスタン共和国におけるハトロン国境安全強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	ハトロン国境安全強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	267,000千円 -----	H28.3.9 ドゥシャンベ で (同日)	日本側 鎌田崇志在タジキスタン臨時代理大使 国際連合側 アシータ・ミッタタル国際連合薬物犯罪事務所中央アジア地域事務所代表	H28.6.24 223号
国際連合児童基金	ハイチ共和国における定期予防接種の贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	定期予防接種プログラム強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	399,000千円 -----	H28.3.9 ポルトープランス で (同日)	日本側 八田善明在ハイチ大使館大使 国際連合児童基金側 ク・ウイアンセント在ハイチ事務所代表	H28.6.24 225号
国際連合児童基金	ハイチ共和国における中央県におけるコレラ予防強化計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	中央県におけるコレラ予防強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	354,000千円 -----	H28.3.9 ポルトープランス で (同日)	日本側 八田善明在ハイチ大使館大使 国際連合児童基金側 ク・ウイアンセント在ハイチ事務所代表	H28.6.24 226号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。



相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	ミヤンマー連邦共和国における緊急食糧支援計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	少数民族地域における緊急食糧支援計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,255,000千円	H28.4.27 ネーピー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤン マー大使 国際連合食糧農業機関側 カルベ・ソリ在 ミヤンマー 事務所代表	H28.7.4 262号
国際連合食糧農業機関	ミヤンマー連邦共和国における少数民族地域における紛争の影響を受けたコミュニティの農業の生計・強靱性向上計画のため贈与に農機農業機械の交換公文	少数民族地域における紛争の影響を受けたコミュニティの農業の生計・強靱性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	531,000千円	H28.4.27 ネーピー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤン マー大使 国際連合食糧農業機関側 ゾイ・ライ・ラン在ミヤ ンマー代表	H28.7.4 263号
国際連合難民高等弁務官事務所	ミヤンマー連邦共和国における少数民族地域における避難民緊急支援計画のため贈与に関する日本国政府と国際連合の間の交換公文	少数民族地域における避難民緊急支援計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	365,000千円	H28.4.27 ネーピー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤン マー大使 国際連合難民高等弁務官事 務所側 ジェゼン在ミヤン マー事務所代表	H28.7.4 264号
国際連合	ミヤンマー連邦共和国における少数民族地域における貧困層コミュニティに関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	少数民族地域における貧困層コミュニティに関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	607,000千円	H28.4.27 ネーピー ドーで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤン マー大使 国際連合側 ビジェイ・カ ン在ミヤンマー事務所 所代表	H28.7.5 267号
アジアリカ経済通貨同盟	トーゴ・ブルキナファソ・コートジボワール相互接続計画のため贈与に関する日本国政府とアジアリカ経済通貨同盟との間の交換公文	トーゴ・ブルキナファソ・コートジボワール相互接続計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	195,000千円 H29.5.31まで	H28.5.10 ワガドゥ グアで (同日)	日本側 二石昌人在ブルキ ナファソ大使 アジアリカ経済通貨同盟側 シェイ・ツク・ハジ・ス ワレ委員長	H28.5.20 169号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、.....と記している。  
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 (勅発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合 開発 計画	ミヤンマーにおける法の支配向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との交換公文	ミヤンマーにおける法の支配向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	113,000千円	H28.6.2 ネービー デー (同日)	日本側 樋口 建史 在ミヤンマー大使館 国際連合開発計画側 トイレ・ケルバノフ 在ミヤンマー事務所表	H28.6.15 209号
国際連合	モールの国造り及び開発における女性の意識の啓蒙的役割及び参画の強化計画の贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	モールの国造り及び開発における女性の意識の啓蒙的役割及び参画の強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	294,000千円	H28.6.6 デイルリ (同日)	日本側 山本 栄二 在モール大使館 国際連合側 ジャネット・クオレン・エンバワラ等 女性のエンパワメントのための国連機関関係代表	H28.6.17 214号
世界食糧計画	ジンバブエ共和国内の社会的弱者に對する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円	H28.7.8 ローマで (同日)	日本側 梅本 和義 在イタリア大使館 世界食糧計画側 フーサリョ・カズン事務局長	H28.7.21 294号
世界食糧計画	チベット共和国内の社会的弱者に對する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	200,000千円	H28.8.9 クンジャ メテ (同日)	日本側 岡村 邦夫 在チベット大使館 世界食糧計画側 フアリー・エレン・ワクグロウ 在チベット事務所表	H28.8.23 334号
国際連合 開発 計画	モールの民主共和国における社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための贈与の購入	388,000千円	H28.8.12 デイルリ (同日)	日本側 山本 栄二 在モール大使館 国際連合開発計画側 クラス・ト・オスビー 国際連合常駐調整官兼国際連合事務代表	H28.8.24 337号
国際連合 開発 計画	タジキスタン共和国及びアフガニスタン共和国における災害リスク軽減のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	災害リスク軽減及び対応能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,172,000千円	H28.9.7 ドクジヤ ンバ (同日)	日本側 北岡 元 在タジキスタン大使館 国際連合開発計画側 ヤン・ハルフス 在タジキスタン事務所表	H28.9.20 333号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
 (注2) 贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
 (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅書封) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	スリランカ民主社会主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本国政府との交換公文	食糧援助規約に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	230,000千円	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 務局長 ソ・カズン事務局長	H28.9.27 364号
世界食糧計画	ウズベキスタン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本国政府と世界食糧計画との交換公文	食糧援助規約に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	260,000千円	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 務局長 ソ・カズン事務局長	H28.9.27 365号
世界食糧計画	ガボン・コンゴ民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本国政府との交換公文	食糧援助規約に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	130,000千円	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 務局長 ソ・カズン事務局長	H28.9.27 366号
世界食糧計画	ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本国政府との交換公文	食糧援助規約に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	390,000千円	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 務局長 ソ・カズン事務局長	H28.9.27 367号
世界食糧計画	ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本国政府との交換公文	食糧援助規約に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	130,000千円	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 務局長 ソ・カズン事務局長	H28.9.27 368号
世界食糧計画	コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本国政府と世界食糧計画との交換公文	食糧援助規約に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	120,000千円	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 務局長 ソ・カズン事務局長	H28.9.27 369号
世界食糧計画	シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する日本国政府との交換公文	食糧援助規約に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	200,000千円	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 務局長 ソ・カズン事務局長	H28.9.28 370号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成○年△月○日をH○.△.○と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
世界食糧計画	ジャマカ共和国の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	140,000千円 -----	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 梅本和義在イタリ ア大使計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H28.9.28 371号
世界食糧計画	ペリヤ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	240,000千円 -----	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 梅本和義在イタリ ア大使計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H28.9.28 372号
世界食糧計画	ルワンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	140,000千円 -----	H28.9.9 ローマで (同日)	日本側 梅本和義在イタリ ア大使計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H28.9.28 374号
国際連合児童 基金	ミャンマーにおける児童保護向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ミャンマーにおける児童保護向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	220,000千円 -----	H28.9.21 ネービー ドームで (同日)	日本側 種口建史在ミヤン マー大児童基金側 ベル トラランポート・ベイ ン事務次長	H28.10.11 388号
世界食糧計画	カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	220,000千円 -----	H28.9.23 アンソベ ンで (同日)	日本側 隈丸優次在カンボ ジア大使計画側 ジャ ンニョ ン在カンボジア事務所代 表	H28.10.6 387号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力終日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する日本国政府と食糧援助に関する間の交換公文 世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助の実施するために必要な生産物及び役務の購入	260,000千円	H28.10.5 ラマツラ で (同日)	日本側 大久保武兼駐パレスチナ関係担当自治政府長官 日本側 暫定自治政府長官 国際食糧計画側 タニエラ・オウエン・西岸・ガザ事務所代表	H28.10.18 401号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助の実施するために必要な生産物及び役務の購入	420,000千円	H28.10.9 エルサレム で (同日)	日本側 大久保武兼駐パレスチナ関係担当自治政府長官 日本側 暫定自治政府長官 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 ビュール事務局長	H28.10.24 407号
国際連合	省庁間の機動的なチーム設置を通じてアフガニスタン産麻薬取引防止計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	省庁間の機動的なチーム設置を通じてアフガニスタン産麻薬取引防止計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	263,000千円	H28.10.20 タシケント で (同日)	日本側 伊藤伸彰在アフガニスタン大使 日本側 国際連合同盟国際薬物犯罪事務所中央アジア地域代表	H28.11.1 427号
世界食糧計画	イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助の実施するために必要な生産物及び役務の購入	570,000千円	H28.10.28 ローマ で (同日)	日本側 梅本和義在イタリア大使 日本側 世界食糧計画側 事務局長 日本側 アフガニスタン事務局長	H28.11.15 441号
世界食糧計画	ケニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助の実施するために必要な生産物及び役務の購入	280,000千円	H28.10.31 ナイロビ で (同日)	日本側 種瀬利次在ケニア大使 日本側 世界食糧計画側 アナリカ・コンテ在ケニア事務所代表	H28.11.14 436号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
国際連合児童基金	ユニセフ・ユニセフ国際に おけるボリオリオ感染拡大防止・撲滅計画との 間の交換公文	ボリオリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	404,000千円 H29.11.30まで	H28.11.29 イヌラマ バードで (同日)	日本側 倉井高志在パキス タン大使 国際連合児童基金側 ボウア スラノイアンソン事務所副 代表	H28.12.12 469号
世界食糧計画	ミャンマー連邦共和国内の社会的弱 者のための食糧援助に関する日 本政府と世界食糧計画との 間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	H28.12.7 ネービー ードで (同日)	日本側 樋口建史在ミヤン マー大使 世界食糧計画側 ナオエ・ ヤキヤ在ミヤンマー事務 所副代表	H28.12.20 479号
国際連合	パキスタン・イスラム共和国に おける女性専用交通整備計画の ための贈与と国際連合との間の交換公文	女性専用交通整備計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	191,000千円 -----	H28.12.7 イヌラマ バードで (同日)	日本側 倉井高志在パキス タン大使 国際連合側 モハメド・ハ イダグマー・レザ国際連合機 関在パキスタン事務所代 表	H28.12.20 482号
世界食糧計画	中央アジア共和国内の社会的弱 弱者に対する食糧援助に関する日 本政府と世界食糧計画との 間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	180,000千円 -----	H28.12.12 ローマで (同日)	日本側 梅本和義在イタリ ア大使 世界食糧計画側 フーサリ ン・カズン事務局長	H28.12.26 489号
世界食糧計画	南スーダン共和国内の社会的弱 弱者に対する食糧援助に関する日 本政府と世界食糧計画との 間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	140,000千円 -----	H28.12.12 ローマで (同日)	日本側 梅本和義在イタリ ア大使 世界食糧計画側 フーサリ ン・カズン事務局長	H28.12.26 490号
国際連合児童基金	アフガニスタン・イスラム共和国 における小児感染症予防計画の ための贈与と国際連合児童基金 との間の交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及 び役務の購入	1,262,000千円 H29.12.31まで	H28.12.13 カブール で (同日)	日本側 給鹿光次在アフガ ニスタン大使 国際連合児童基金側 アニス タン事務所代表	H28.12.26 491号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。